避難施設緊急整備計画には、整備しようとする施設の種類、規模及び位置、施設の整備に要する費用の概算額、施設の完成目標年度等について記載するものとする。

住民や登山者等のより高い安全性を確保するためには、これら避難施設の整備や様々な既存施設の利活用と、情報伝達体制や避難体制の整備等のソフト対策とを一体的に講じる必要があることから、避難施設緊急整備計画は火山防災協議会において検討した各火山の「避難計画」と整合のとれた計画とすることが必要である。なお、「避難計画」が未策定である時点で火山活動が活発化した場合や、「避難計画」の想定とは異なる火山活動が予測される場合等、緊急的に避難施設を整備する必要がある場合は、「避難計画」に先行して避難施設緊急整備計画を作成する場合もあり得るが、その場合もできるだけ速やかに「避難計画」の策定又は改定を行い、避難施設緊急整備計画と整合を図ることが必要である。

避難施設緊急整備計画に基づく事業について、国は、事業の実施に必要な補助金の交付等を行うことができ、また、地方公共団体が実施する事業のうち、地方公共団体が必要とする経費については、地方債を財源とすることができる。

⑵　防災営農施設整備計画の作成について

都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域において、防災営農施設整備計画を作成することができる。

防災営農施設整備計画は、火山の噴火によって生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、農地被覆施設や農作物の洗浄用機械施設等の必要な施設の整備等を行うことにより、降灰等による農作物の被害を防除することを目的として作成するものである。

防災営農施設整備計画には、その計画の対象地域、降灰等による農作物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する事業（以下「防災営農施設整備事業」という。）の種類、事業主体、規模、施行位置、防災営農施設整備事業に要する費用の概算額、防災営農施設整備事業の完了目標年度を記載するものとする。

対象地域については、火山の噴火によって生ずる降灰等による農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域であり、かつ、防災営農施設の整備等を行うことにより、引き続き農業経営を行うことが可能であると認められる地域とする。また、防災営農施設整備事業の種類については、地域の実情に応じて記載するものとして、その際、他の農業関連施策と整合するよう配慮するものとする。

防災営農施設整備事業について、国は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部を補助すること等ができる。

⑶　防災林業経営施設整備計画の作成について

都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域において、防災林業経営施設整備計画を作成することができる。

防災林業経営施設整備計画は、火山の噴火によって生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、被覆施設や洗浄用機械施設等の必要な施設の整備等を行うことにより、降灰等による林産物の被害を防除することを目的として作成するものである。

防災林業経営施設整備計画には、その計画の対象地域、降灰等による林産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する事業（以下「防災林業経営施設整備事業」という。）の種類、事業主体、規模、施行位置、防災林業経営施設整備事業に要する費用の概算額、防災林業経営施設整備事業の完了目標年度を記載するものとする。

対象地域については、火山の噴火によって生ずる降灰等による林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域であり、かつ、防災林業経営施設の整備等を行うことにより、引き続き林業経営を行うことが可能であると認められる地域とする。また、防災林業経営施設整備事業の種類については、地域の実情に応じて記載するものとして、その際、他の林業関連施策と整合するよう配慮するものとする。

防災林業経営施設整備事業について、国は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部を補助すること等ができる。

⑷　防災漁業経営施設整備計画の作成について

都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域において、防災漁業経営施設整備計画を作成することができる。

防災漁業経営施設整備計画は、火山の噴火によって生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、荷さばき施設や作業保管施設等の必要な施設の整備等を行うことにより、降灰等による養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除することを目的として作成するものである。

防災漁業経営施設整備計画には、その計画の対象地域、降灰等による養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する事業（以下「防災漁業経営施設整備事業」という。）の種類、事業主体、規模、施行位置、防災漁業経営施設整備事業に要する費用の概算額、防災漁業経営施設整備事業の完了目標年度を記載するものとする。

対象地域については、火山の噴火によって生ずる降灰等による養殖中の水産動植物及び水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域であり、かつ、防災漁業経営施設の整備等を行うことにより、引き続き漁業経営を行うことが可能であると認められる地域とする。また、防災漁業経営施設整備事業の種類については、地域の実情に応じて記載するものとして、その際、他の漁業関連施策と整合するよう配慮するものとする。

防災漁業経営施設整備事業について、国は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部を補助すること等ができる。

5　その他活動火山対策の推進に関し必要な事項

⑴　警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備について

警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても、噴火により人的被害が発生するおそれがあることから、その周辺地域においても、地方公共団体が必要と認める地域については、一定の警戒避難体制を整備することが必要である。このため、当該地域の地方防災会議は、地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関し、警戒地域において定めるべき事項（3⑵）も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

⑵　登山者や観光客等に関する情報の把握等について

噴火時の救助・捜索活動の際、被災者情報の収集・集約、被災した可能性のある登山者や観光客等の早期把握、安否確認等を円滑に進めるために、地方公共団体は、あらかじめ、登山者や観光客等に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

具体的には、登山届等の導入、携帯端末による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺の施設と連携した情報の把握や、火山現象に変化がみられる場合には、見回りによる把握等が考えられる。登山届等については、火山防災協議会等の枠組みも活用し、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、その必要性について検討することが必要である。登山届等が必要と認められる場合には、情報通信技術を用いた登山届等の仕組み等を活用しつつ、関係機関と連携し、必要に応じ火山防災協議会の枠組みも活用して、火山地域全体で密に連携して運用することが重要である。

また、活火山への登山については、突然の噴火の可能性等の一定のリスクがあることから、登山者や観光客等はまず登山の対象が活火山であることを認識した上で、その危険性を十分に理解し、自らの安全を確保するための手段を講じるよう努めるものとする。